

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 六
- 保安林の指定を解除する予定である件 六
- 道路の区域を変更する件 六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件七件 七
- 一般競争入札を行う件 七
- 福島県人事委員会 六
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 六
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 六

告 示

福島県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
（仮称）クスリのアオキ喜多方西店 福島県喜多方市字町西九〇〇〇番一ほか

意見なし
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 二本松市西勝田字高瀬一五九（次の図に示す部分に限る。）、上長折字鈴木内一二、一一三の一、一一七の一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和三年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山 松川線	伊達市霊山町上小国字 柏平一六番一地从先から 伊達郡川俣町大字秋山 字板橋二番五地先まで	変更前	A 六・六 五九・八	四六六・三
		変更後	A 六・六 五九・八 B 一一・四 五九・八	四六六・三 四六五・〇

公 告

(道路計画課)

公告第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、川中子地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和二年七月十五日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、細谷・沢帯地区に係る農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業)の工事は令和二年十二月十四日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、和田一号地区に係る県営農地災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和二年十月二十九日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、大谷地一号地区に係る県営農地災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和二年十月二十九日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、和田第一地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和二年十月二十九日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、大谷地第一地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和二年十月二十九日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により、和田地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(令和元年災)の工事は令和三年一月八日完了したので公告する。
令和三年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第45号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年2月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,140,000部（年6回 1回当たり690,000部）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年5月19日から令和4年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月11日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年3月11日（木）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和3年2月19日（金）から同年3月11日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月24日（水）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年2月24日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年4月7日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、

契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、
支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある
ときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を
加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた
金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載
すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing
Newsletters with an estimated total of 4,140,000 copies (a total of 690,000
copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 April 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 April 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項中

「福祉

主として
又はそ
務に従

福祉

主として福祉に関
又はその他の能力
務に従事すること

を 土木（先行実施
枠）

主として土木に関
又はその他の能力
務に従事すること

する知識、技術 を必要とする業 を職務とする職	基礎能力検査 (多肢選択式)
する知識、技術 を必要とする業 を職務とする職	口述試験 適性検査 資格調査

に改め、同表備考中十一を十二とし、十を十一とし、

九を十とし、八を九とし、七を八とし、六を七とし、五を六とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三 「基礎能力検査（多肢選択式）」とは、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査をいう。

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「及び福祉」を「福祉及び土木（先行実施枠）」に改め、同欄に次の一号を加える。

六 土木（先行実施枠）

試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日における年齢が二十五歳未満（大学院修了者は二十七歳未満）の者で次に掲げるもの

ア 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した者又は試験告知の日の属する年度の次の年度の三月末日までに卒業見込みの者

イ 試験機関がアに該当する者と同等の資格があると認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第二号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。
令和三年二月十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

一の表中	福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験	一 第一次試験 ア 教養試験、専門試験及び論文試験の得点及び適否 イ 総合順位及び総合得点 ア 第二次試験及び適否	を	福島県 行政事務 警察事務 農業 農林業 土木 建築 化学 農芸化学 薬学 畜産 水産 機械 心算 福祉
------	---------------------	--	---	--

<p>一 第一次試験</p> <p>ア 基礎能力検査の 得点及び適否</p> <p>イ 総合順位</p> <p>二 第二次試験</p> <p>ア 口述試験の得点 及び適否</p> <p>イ 適性検査の適否</p> <p>ウ 総合順位及び総 合得点</p>	<p>一 第一次試験</p> <p>ア 教養試験、専門 試験及び論文試験 の得点及び適否</p> <p>イ 総合順位及び総 合得点</p> <p>二 第二次試験</p> <p>ア 口述試験の得点 及び適否</p> <p>イ 適性検査の適否</p> <p>ウ 総合順位及び総 合得点</p>
---	--

に改める。

イ 適性検査の適否
ウ 総合順位及び総
合得点

土木（先
行実
施
枠）

（採用給与課）